# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2023年６月29日 |
| 【会社名】 | 藤倉化成株式会社 |
| 【英訳名】 | FUJIKURA KASEI CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　加藤　大輔 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都板橋区蓮根三丁目20番７号<br>（本店所在の場所は登記上の住所であり、実際上の本社業務は本社事務所で行っております。） |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区芝公園二丁目６番15号黒龍芝公園ビル<br>藤倉化成株式会社本社事務所 |
| 【電話番号】 | ０３（３４３６）１１０１（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役　栗原　進 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号）<br>藤倉化成株式会社本社事務所<br>（東京都港区芝公園二丁目６番15号黒龍芝公園ビル） |

（注）上記の当社本社事務所は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが株主等の便宜のため備え置きます。

## 1【提出理由】

2023年６月27日開催の当社第112期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年６月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金８円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、加藤大輔、梶原　久、髙野雅広、渡邉　聡川口浩俊、栗原　進、土谷豊弘、石井貴宏、田中　治及び長浜洋一を選任するものです。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役として、渡邉博明、中　光好、渡邊　孝及び妹尾智子を選任するものです。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、宮川　浩を選任するものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１号議案 | 258,216 | 270 | － | （注）１ | 可決　97.70 |
| 第２号議案 | | | | | |
| 加藤　大輔 | 168,082 | 90,403 | － | | 可決　63.59 |
| 梶原　久 | 237,251 | 21,235 | － | | 可決　89.77 |
| 髙野　雅広 | 237,257 | 21,229 | － | | 可決　89.77 |
| 渡邉　聡 | 237,259 | 21,227 | － | | 可決　89.77 |
| 川口　浩俊 | 250,049 | 8,437 | － | （注）２ | 可決　94.61 |
| 栗原　進 | 250,091 | 8,395 | － | | 可決　94.63 |
| 土谷　豊弘 | 248,764 | 9,722 | － | | 可決　94.12 |
| 石井　貴宏 | 248,771 | 9,715 | － | | 可決　94.13 |
| 田中　治 | 190,769 | 67,717 | － | | 可決　72.18 |
| 長浜　洋一 | 188,377 | 70,109 | － | | 可決　71.27 |
| 第３号議案 | | | | | |
| 渡邉　博明 | 242,473 | 16,013 | － | | 可決　91.74 |
| 中　　光好 | 155,408 | 103,078 | － | （注）２ | 可決　58.80 |
| 渡邊　孝 | 196,040 | 62,446 | － | | 可決　74.17 |
| 妹尾　智子 | 250,316 | 8,170 | － | | 可決　94.71 |
| 第４号議案 | | | | | |
| 宮川　浩 | 252,554 | 5,932 | － | （注）２ | 可決　95.56 |

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上